

必要な手続を御確認ください

開発行為等事前協議の審査を円滑に進めるため、事前に下記の担当部門との協議をお願いします。

	行為	手続（法令）	窓口
☐	一定規模以上の開発行為 ・都市計画区域内 3,000㎡以上 ・都市計画区域外 10,000㎡以上	都市計画法	建設課 都市計画・建築G
☐	<R8.4.1 以降> 一定規模以上の開発行為 ・特定区域内 1,000㎡以上 ・その他都市計画区域内 3,000㎡以上 ・都市計画区域外 10,000㎡以上	都市計画法 開発行為の許可基準 に関する条例	
☐	<R8.4.1 以降> 一定規模以上の開発行為、土地の 区画形質の変更、建築物の新築又 は特定工作物の建設、建築物の用 途変更 ・特定区域内 1,000㎡以上 ・その他区域内 3,000㎡以上	開発行為等の手続き に関する条例	
☐	風致地区内の建築物等の新築等、 土地の形質変更、木竹の伐採、土 石類の採取、水面の埋立て等、建 築物等の色彩変更、土石等の堆積	風致地区条例	
☐	一定規模以上の大規模な開発行為 ・宅地等造成 2ha 以上 など	県大規模開発行為適 正化対策要綱	新潟県 土木部 用地・土地利用課 （建設課 都市計画・建築G）
☐	土砂等の盛土・切土	盛土規制法	新潟県 土木部都市局 都市政策課 （建設課 都市計画・建築G）
☐	一定規模以上の建築物の新築等や 開発行為、土地の形質変更、土石 等の堆積	景観法・県景観条例	
☐	屋外広告物（看板等）の設置	県屋外広告物条例	
☐	妙高高原地域の広告物等の設置	妙高高原地域広告物 等設置指導要綱	建設課 都市計画・建築G
☐	林地の開発	森林法	農林課 農地林政係
☐	民有林の伐採		
☐	農地の開発	農振法	農林課 農業振興係
☐		農地法	農業委員会事務局 庶務係
☐	建築確認申請	建築基準法	建設課 都市計画・建築G
☐	国立公園内の開発	自然公園法	環境生活課 S D G s 推進G 環境省 妙高高原自然保護管事務所
☐	県立公園内の開発	県自然公園条例	環境生活課 S D G s 推進G 新潟県 環境対策課
☐	一定規模以上の店舗の建設	大店法	観光商工課 商工振興G
☐	一定規模以上の工場の建設	工場立地法	
☐	埋蔵文化財包蔵地の有無	文化財保護法	生涯学習課 文化振興係
☐	居住誘導区域外の一定規模以上の 開発・建築行為等	都市再生特別措置法	建設課 都市計画・建築G
☐	一定規模以上の土地の売買等 ・都市計画区域内 5,000㎡以上 ・都市計画区域外 10,000㎡以上	国土利用計画法	

都市計画施設等の区域内の 100m ² 以上の土地の売買等	公拡法	
都市計画区域内の 10,000m ² 以上の土地の売買等		

(次頁へ)

	行為	手続（法令）	窓口
☐	温泉保護地域の温泉源の開発	温泉開発等指導要綱	観光商工課 観光交流 G
☐	自然環境保護地区の開発行為等	自然環境を守る条例	環境生活課 S D G s 推進 G
☐	斑尾高原区域の開発行為等	斑尾高原自然環境保全条例	